

令和3年第4回定例市議会議案

岸和田市

## 令和3年第4回定例市議会議案

議案番号	件名	備考・頁
報告第16号	専決処分の報告について	P. 1
議案第75号	専決処分の承認を求めるについて (令和3年度岸和田市一般会計補正予算(第10号))	P. 17
議案第76号	岸和田市手数料条例の一部改正について	P. 41
議案第77号	岸和田市長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料に関する条例の一部改正について	P. 45
議案第78号	岸和田市国民健康保険条例の一部改正について	P. 53
議案第79号	令和3年度岸和田市一般会計補正予算(第11号)	P. 57
議案第80号	令和3年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算(第1号)	P. 63
議案第81号	指定管理者の指定について(岸和田市立浪切ホール)	P. 69
議案第82号	指定管理者の指定について(岸和田だんじり会館)	P. 71
議案第83号	指定管理者の指定について(岸和田城)	P. 73
議案第84号	指定管理者の指定について(岸和田市二の丸広場観光交流センター)	P. 75
議案第85号	指定管理者の指定について(岸和田市営駐車場)	P. 77
議案第86号	指定管理者の指定について(岸和田市営旧港地区立体駐車場)	P. 79
議案第87号	岸和田市貝塚市清掃施設組合同規約の一部変更に関する協議について	P. 81
議案第88号	財産処分について	P. 85

議案番号	件名	備考・頁
議案第89号	財産処分について	P. 87
議案第90号	財産処分について	P. 89
議案第91号	公平委員会の委員選任につき同意を求めるについて	別途送付
議案第92号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	別途送付

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和3年12月8日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

## 専決処分第14号

### 損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和3年8月31日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

### 記

損害賠償の発生原因	金 額
公務中の自動車接触事故	151,470円 (車両修繕費等)

## 専決処分第15号

### 損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和3年9月13日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

#### 記

損害賠償の発生原因	金 額
申請受付に係る案内の対応に伴う損害	172,930円 (解決金)

## 専決処分第16号

### 損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和3年10月14日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

### 記

損害賠償の発生原因	金 額
公務中の自転車接触事故	8,372円 (治療費等)

## 専決処分第17号

### 損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和3年10月20日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

### 記

損害賠償の発生原因	金 額
公務中の自動車接触事故	119,042円 (車両修繕費)

専決処分第18号

市立学校園条例の一部改正について

市立学校園条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年11月8日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

## 市立学校園条例の一部を改正する条例

市立学校園条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第11号中「岸和田市土生町604番地」を「岸和田市土生町十二丁目10番1号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 専決処分第19号

### 損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和3年11月10日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

### 記

損害賠償の発生原因	金 額
市道上における自動車破損事故	4,800円 (車両修繕費)

議案第75号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和3年12月8日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

## 専決処分第20号

### 令和3年度岸和田市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度岸和田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,507,809千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,182,986千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月26日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		21,435,342	1,507,809	22,943,151
	02 国庫補助金	4,629,106	1,507,809	6,136,915
歳入合計		81,675,177	1,507,809	83,182,986

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
03 民生費		40,455,039	1,507,809	41,962,848
	02 児童福祉費	13,772,939	1,507,809	15,280,748
歳 出 合 計		81,675,177	1,507,809	83,182,986

各會計事項別明細書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	21,435,342	1,507,809	22,943,151
歳入合計	81,675,177	1,507,809	83,182,986

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
03 民生費	40,455,039	1,507,809	41,962,848
歳出合計	81,675,177	1,507,809	83,182,986

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1,507,809	0	0	0	0
1,507,809	0	0	0	0

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	21,435,342	1,507,809	22,943,151
02 国庫補助金	4,629,106	1,507,809	6,136,915
02 民生費国庫補助金	1,444,002	1,507,809	2,951,811

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
02 児童福祉費補助金	1,507,809	子育て世帯臨時特別給付金支給事業費補助金	1,507,809 (子ども家庭課)

3 歳 出

(款) 03 民生費 (項) 02 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	40,455,039	1,507,809	41,962,848	1,507,809	0	0	0
02 児童福祉費	13,772,939	1,507,809	15,280,748	1,507,809	0	0	0
02 子ども・子育て支援費	9,215,585	1,507,809	10,723,394	1,507,809	0	0	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
01 報酬	146	115600		01 報酬	146
				会計年度任用職員報酬	146
03 職員手当等	572	子育て世帯臨時特別給 付金支給事業 (子ども家庭課)	1,507,809	03 職員手当等	572
				超過勤務手当	572
10 需用費	350			10 需用費	350
				消耗品費	150
11 役務費	14,041			印刷製本費	200
				11 役務費	14,041
12 委託料	1,650			通信運搬費	3,147
				手数料	10,894
18 負担金、補助 及び交付金	1,491,050			12 委託料	1,650
				システム管理・開発委託料	1,650
				18 負担金、補助及び交付金	1,491,050
				補助金	1,491,050

1) 補正予算給与費明細書

1) 補正予算給与費明細書

1 一般職  
(1) 総括

(一般会計)

区分	職員数			給与				合計	備考
	職員	任期付職員	再任用職員	報酬	給料	職員手当	費計		
補正後	1,340	1	51	1,449,162	5,111,518	4,054,184	10,614,864	1,911,976	12,526,840
補正前	1,340	1	51	1,449,016	5,111,518	4,053,612	10,614,146	1,911,976	12,526,122
比較	0	0	0	146	0	572	718	0	718

( ) 内はパートタイム会計年度任用職員

職員の区分	超過勤務手当
	補正後
補正前	328,622
比較	572

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給		与			合計	備考
	職員	任期付職員	再任用	報酬	給料	職員手当	費計		
補正後	1,340人	1人	51人	千円	千円	千円	千円	千円	
				5,111,518	3,840,081	8,951,599	1,731,149	10,682,748	
補正前	1,340	1	51		3,839,509	8,951,027	1,731,149	10,682,176	
比較	0	0	0		572	572	0	572	

職員手当の内訳	区分	超過勤務手当
	補正後	千円
補正前		328,622
比較		572

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 人 会計年度任用職員	給		与			共 済 費 千円	合 計 千円	備 考
		報 酬 千円	給	料 千円	職 員 手 当 千円	費 計 千円			
補 正 後	(1,524)	1,449,162			214,103	1,663,265	180,827	1,844,092	
補 正 前	(1,524)	1,449,016			214,103	1,663,119	180,827	1,843,946	
比 較	0	146			0	146	0	146	

( )内はパートタイム会計年度任用職員

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳	説明	明	備考
報酬	千円 146	1 その他の増減分	千円 146	千円	
職員手当	572	1 その他の増減分	572	超過勤務手当 572	

議案第76号

岸和田市手数料条例の一部改正について

岸和田市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年12月8日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

## 岸和田市手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第93号を同条第94号とし、同条第44号から第92号までを1号ずつ繰り下げ、同条第43号中「第25号及び第33号」を「第26号及び第34号」に改め、同号を同条第44号とし、同条第42号中「第29号及び第36号」を「第30号及び第37号」に改め、同号を同条第43号とし、同条第41号中「第27号及び第35号」を「第28号及び第36号」に改め、同号を同条第42号とし、同条第40号中「第26号及び第34号」を「第27号及び第35号」に改め、同号を同条第41号とし、同条第39号中「第24号及び第32号」を「第25号及び第33号」に改め、同号を同条第40号とし、同条第38号を同条第39号とし、同条第24号から第37号までを1号ずつ繰り下げ、同条第23号の次に次の1号を加える。

(24) 第6号及び第12号から第14号までの規定にかかわらず、第6号に規定する課税標準に関する証明、第12号に規定する住民票の写しの交付、第13号に規定する住民票の記載事項に関する証明又は第14号に規定する印鑑登録証明書の交付（以下「証明又は写し等の交付」という。）を特定端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器であって、証明又は写し等の交付を受けようとする者が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、自ら暗証番号を入力することにより、証明又は写し等の交付を申請し、その証明又は写し等の交付を受けることができる機能を有するものをいう。）により行う場合 1件 200円

第3条第1項第5号中「第76号」を「第77号」に改め、同項第7号中「前条第80号」を「前条第81号」に改め、同項第8号中「前条第91号」を「前条第92号」に改める。

別表備考中「第8条第2号」を「第8条第1項第2号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第77号

岸和田市長期優良住宅建築等計画の認定等に係る  
手数料に関する条例の一部改正について

岸和田市長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料に関する  
条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年12月8日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料に関する条例（平成21年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、同条の表以外の部分中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、同条の表を次のように改める。

項	区分			金額
	申請の種別	建築物の床面積の合計	建築の種別	
1	一戸建ての住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第5項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等基準に適合しているものとみなされたものに限る。）に係るもの	—	新築	13,000円
			増築又は改築	17,400円
2	共同住宅等（品確法第6条の2第5項	500平方メートル以内のもの	新築	21,300円
			増築又は改築	29,600円
		500平方メートルを超	新築	35,300円

	の規定により 当該住宅の構造及び設備が 長期使用構造等基準に適合 しているものとみなされた ものに限る。)に係るもの	え、1,000平方メートル 以内のもの	増築又は改築	49,900円
		1,000平方メートルを 超え、3,000平方メートル 以内のもの	新築	55,200円
		3,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル 以内のもの	増築又は改築	77,000円
		5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル 以内のもの	新築	97,500円
		10,000平方メートルを 超えるもの	増築又は改築	136,400円
		5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル 以内のもの	新築	163,400円
		10,000平方メートルを 超えるもの	増築又は改築	228,000円
		10,000平方メートルを 超えるもの	新築	279,700円
		10,000平方メートルを 超えるもの	増築又は改築	387,200円
		3	その他の一戸 建ての住宅に 係るもの	—
—	増築又は改築			108,700円
4	その他の共同 住宅等に係る もの	500平方メートル以内の もの	新築	130,000円
		500平方メートルを 超え、1,000平方メートル 以内のもの	増築又は改築	192,700円
		1,000平方メートルを 超え、3,000平方メートル 以内のもの	新築	207,000円
		3,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル 以内のもの	増築又は改築	307,300円
		5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル 以内のもの	新築	408,100円
		10,000平方メートルを 超えるもの	増築又は改築	606,300円
		3,000平方メートルを 超え、5,000平方メートル 以内のもの	新築	730,000円
		5,000平方メートルを 超え、10,000平方メートル 以内のもの	増築又は改築	1,085,000円
		10,000平方メートルを 超えるもの	新築	1,255,000円
		10,000平方メートルを 超えるもの	増築又は改築	1,865,500円
		10,000平方メートルを 超えるもの	新築	2,323,700円
		10,000平方メートルを 超えるもの	増築又は改築	3,453,000円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 一戸建ての住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号）第 4 条第 1 号の一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有するものを含む。）をいう。
  - (2) 共同住宅等 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第 4 条第 2 号の共同住宅等（一戸建ての住宅を除く。）をいう。
  - (3) 長期使用構造等基準 法第 6 条第 1 項第 1 号（法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）に掲げる基準をいう。
- 2 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところによる。

第 6 条第 1 項の表を次のように改める。

項	区分			金額
	申請の種別	建築物の床面積の合計	建築の種別等	
1	一戸建ての住宅（品確法第 6 条の 2 第 5 項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等基準に適合しているものとみなされたものに限る。）に係るもの	—	新築	1,900円
			増築又は改築	2,700円
2	共同住宅等（品確法第	500平方メートル以内のもの	新築	3,700円
			増築又は改築	5,600円

	6 条の 2 第 5 項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等基準に適合しているものとみなされたものに係るもの	500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	新築	6,500 円	建築等計画の変更が既に認定を受けた長期優良住宅建築等計画（同一の建築物において同時に複数の住戸に係る認定を受けたものを含む。）に基づく建築に係る共同住宅等の全ての住戸に及ばない場合にあっては、左に掲げる金額を当該全ての住戸の数で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた金額）に当該申請の行われた住戸の数を乗じて得た金額（当該金額が当該左に掲げる金額を超える場合にあっては、当該左に掲げる金額）とする。
		1,000 平方メートルを超え、3,000 平方メートル以内のもの	新築	9,500 円	
			増築又は改築	14,300 円	
		3,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	新築	17,500 円	
			増築又は改築	26,300 円	
		5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	新築	29,800 円	
			増築又は改築	44,800 円	
		10,000 平方メートルを超えるもの	新築	49,300 円	
			増築又は改築	74,100 円	
		3	その他の一戸建ての住宅に係るもの	—	

			る事項のみを 変更する場合 に係るもの (以下「住宅 の維持保全計 画のみの変 更」という。) を除く。次の 項において同 じ。)		
			増築又は改築 (住宅の維持 保全計画のみ の変更を除 く。次の項に おいて同じ。)	18,900円	
			住宅の維持保 全計画のみの 変更	2,300円	
4	その他の共 同住宅等に 係るもの	500平方メートル以内のもの	新築	23,300円	変更認定の申請に 係る長期優良住宅 建築等計画の変更 が既に認定を受け た長期優良住宅建 築等計画(同一の 建築物において同 時に複数の住戸に 係る認定を受けた ものを含む。)に 基づく建築に係る 共同住宅等の全て の住戸に及ばない
			増築又は改築	35,100円	
		500平方メートルを超 え、1,000平方メートル 以内のもの	新築	37,700円	
			増築又は改築	56,600円	
		1,000平方メートルを超 え、3,000平方メートル 以内のもの	新築	73,800円	
			増築又は改築	110,900円	
		3,000平方メートルを超 え、5,000平方メートル 以内のもの	新築	134,500円	
			増築又は改築	201,800円	
		5,000平方メートルを超	新築	233,800円	

	え、10,000平方メートル以内のもの	増築又は改築	350,800円	場合にあつては、左に掲げる金額を当該全ての住戸の数で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた金額）に当該申請の行われた住戸の数を乗じて得た金額（当該金額が当該左に掲げる金額を超える場合にあつては、当該左に掲げる金額）とする。
	10,000平方メートルを超えるもの	新築	431,600円	
		増築又は改築	647,500円	
—		住宅の維持保全計画のみの変更	2,300円	
備考 第2条の表の備考の規定は、この表についても適用する。				

第7条（見出しを含む。）中「第9条第1項」を「第9条第1項又は第3項」に改める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に、「第9条第1項」を「第9条第1項又は第3項」に改め、同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（法第18条第1項の規定による許可に係る手数料）

第9条 法第18条第1項の規定による許可を受けようとする者は、160,000円の手数料を納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

議案第78号

岸和田市国民健康保険条例の一部改正について

岸和田市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年12月8日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

## 岸和田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岸和田市国民健康保険条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の岸和田市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

## 議案第79号

### 令和3年度岸和田市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度岸和田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,940,815千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,123,801千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和3年12月8日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		22,943,151	55,400	22,998,551
	01 国庫負担金	16,759,341	28,819	16,788,160
	02 国庫補助金	6,136,915	26,581	6,163,496
16 府支出金		6,348,651	64,679	6,413,330
	01 府負担金	4,552,736	14,409	4,567,145
	02 府補助金	1,412,285	50,270	1,462,555
17 財産収入		1,440,007	1,355,175	2,795,182
	02 財産売払収入	1,236,275	1,355,175	2,591,450
18 寄附金		1,181,086	2,780	1,183,866
	01 寄附金	1,181,086	2,780	1,183,866
19 繰入金		1,787,919	12,993	1,800,912
	01 基金繰入金	1,680,245	12,993	1,693,238
20 繰越金		156,561	34,627	191,188
	01 繰越金	156,561	34,627	191,188
21 諸収入		1,233,648	415,161	1,648,809
	03 収益事業収入	347,000	415,161	762,161
歳入合計		83,182,986	1,940,815	85,123,801

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費		7,569,848	1,770,386	9,340,234
	01 総務管理費	6,226,591	1,770,386	7,996,977
03 民生費		41,962,848	27,960	41,990,808
	01 社会福祉費	13,234,196	18,460	13,252,656
	02 児童福祉費	15,280,748	9,500	15,290,248
04 衛生費		8,914,936	4,505	8,919,441
	01 保健衛生費	3,815,784	4,505	3,820,289
06 農林水産業費		818,242	35,961	854,203
	02 林業費	125,591	35,961	161,552
10 教育費		7,059,891	95,805	7,155,696
	01 教育総務費	861,394	1,000	862,394
	02 小学校費	1,045,769	3,650	1,049,419
	03 中学校費	594,704	1,750	596,454
	05 幼稚園費	1,808,747	78,103	1,886,850
	06 社会教育費	700,269	1,009	701,278
	07 保健体育費	1,286,417	10,293	1,296,710
13 諸支出金		199,934	6,198	206,132
	02 還付金	168,987	6,198	175,185
歳 出 合 計		83,182,986	1,940,815	85,123,801

## 第2表 債務負担行為補正

(追加分)

事 項	期 間	限 度 額
岸和田市立浪切ホール及び岸和田市宮旧港地区立体駐車場指定管理料 (浪切ホール及び旧港地区立体駐車場指定管理事業)	令和3年度から 令和9年度まで	千円 1,463,391
岸和田市宮駐車場指定管理料 (市宮駐車場指定管理事業)	令和3年度から 令和8年度まで	21,150
岸和田城指定管理料 (岸和田城指定管理事業)	令和3年度から 令和8年度まで	109,350
岸和田だんじり会館指定管理料 (だんじり会館指定管理事業)	令和3年度から 令和8年度まで	282,150
岸和田市二の丸広場観光交流センター指定管理料 (二の丸広場観光交流センター指定管理事業)	令和3年度から 令和8年度まで	72,250
学校教育施設情報システム賃貸借 (教育センター管理事業)	令和3年度から 令和9年度まで	7,500
学校教育施設情報システム賃貸借 (小学校パソコン整備事業)	令和3年度から 令和9年度まで	525,000
学校教育施設情報システム賃貸借 (中学校パソコン整備事業)	令和3年度から 令和9年度まで	261,000

## 議案第80号

### 令和3年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度岸和田市の自転車競技事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,903,228千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,125,102千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和3年12月8日提出

岸和田市長 永野耕平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01 競輪事業収入		21,153,955	3,903,228	25,057,183
	01 事業収入	21,153,955	3,903,228	25,057,183
歳入合計		24,221,874	3,903,228	28,125,102

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
01 自転車競技費		23,779,276	3,589,150	27,368,426
	02 開催費	23,652,119	3,589,150	27,241,269
02 積立金		108,621	94,078	202,699
	01 積立金	108,621	94,078	202,699
03 繰出金		247,000	220,000	467,000
	01 繰出金	247,000	220,000	467,000
歳 出 合 計		24,221,874	3,903,228	28,125,102

第2表 債務負担行為補正

(追加分)

事 項	期 間	限 度 額
第73回高松宮記念杯競輪及び大阪・関西万博協賛競輪広告宣伝業務委託 (開催事業)	令和3年度から 令和4年度まで	千円 85,000

## 議案第81号

### 指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市立浪切ホールの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月8日提出

岸和田市長 永野耕平

#### 記

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 1 施設の名称  | 岸和田市立浪切ホール                     |
| 1 指定の相手方 | 大阪府中央区難波五丁目1番60号<br>南海・テレ岸グループ |
| 1 指定の期間  | 令和4年4月1日から令和10年3月31日まで         |

## 議案第82号

### 指定管理者の指定について

次のとおり岸和田だんじり会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月8日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

#### 記

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| 1 施設 の 名 称 | 岸和田だんじり会館                  |
| 1 指定の相手方   | 岸和田市本町11番23号<br>岸和田市観光振興協会 |
| 1 指定の期間    | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで      |

## 議案第83号

### 指定管理者の指定について

次のとおり岸和田城の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月8日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

#### 記

- |   |          |                            |
|---|----------|----------------------------|
| 1 | 施設 の 名 称 | 岸和田城                       |
| 1 | 指定の相手方   | 岸和田市本町11番23号<br>岸和田市観光振興協会 |
| 1 | 指定の期間    | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで      |

## 議案第84号

### 指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市二の丸広場観光交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月8日提出

岸和田市長 永野耕平

#### 記

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| 1 施設の名称  | 岸和田市二の丸広場観光交流センター          |
| 1 指定の相手方 | 岸和田市本町11番23号<br>岸和田市観光振興協会 |
| 1 指定の期間  | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで      |

## 議案第85号

### 指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市営駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月8日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

#### 記

- |   |        |                            |
|---|--------|----------------------------|
| 1 | 施設の名称  | 岸和田市営駐車場                   |
| 1 | 指定の相手方 | 岸和田市本町11番23号<br>岸和田市観光振興協会 |
| 1 | 指定の期間  | 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで      |

## 議案第86号

### 指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市営旧港地区立体駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月8日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

#### 記

- |            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 1 施設 の 名 称 | 岸和田市営旧港地区立体駐車場                 |
| 1 指定の相手方   | 大阪府中央区難波五丁目1番60号<br>南海・テレ岸グループ |
| 1 指定の期間    | 令和4年4月1日から令和10年3月31日まで         |

## 議案第87号

岸和田市貝塚市清掃施設組合同規約の一部変更に関する  
協議について

岸和田市貝塚市清掃施設組合同規約の一部を次のように変更するため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、貝塚市と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月8日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

## 岸和田市貝塚市清掃施設組合同規約の一部を変更する規約

岸和田市貝塚市清掃施設組合同規約（昭和41年9月5日許可）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

### 岸和田市貝塚市広域事務組合同規約

第1条中「岸和田市貝塚市清掃施設組合」を「岸和田市貝塚市広域事務組合」に改める。

第3条を次のように改める。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関する事務（一般廃棄物の収集及び運搬に関することを除く。）
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に規定する火葬場の設置、管理及び運営に関する事務（埋火葬の許可に関することを除く。）

第11条第3項中「前項の人口」を「前項の人口割」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、大阪府知事の許可のあった日から起算して5年を超えない範囲内において、関係市が協議して定めた日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の岸和田市貝塚市広域事務組合同規約（以下「新規約」という。）第3条第2号に規定する火葬場の設置、管理及び運営に関する事務に関し必要な準備行為は、この規約の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この規約の施行の際現に整備している火葬場に付随する駐車場等の施設等の整備に関する事務については、新規約第3条第2号の規定は、適用しない。

## 議案第88号

### 財産処分について

本市は、次のとおり土地を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月8日提出

岸和田市長 永野耕平

#### 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 場 所    | 岸和田市稲葉町1257番外57筆                                       |
| 1 | 面 積    | 43,411 m <sup>2</sup>                                  |
| 1 | 処分予定価格 | 金138,610,200円  |
| 1 | 契約の相手方 | 和泉市テクノステージ二丁目1番10号<br>株式会社いずみエコロジーファーム<br>代表取締役社長 神崎裕也 |

## 議案第89号

### 財産処分について

本市は、次のとおり土地を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月8日提出

岸和田市長 永野耕平

#### 記

- |   |        |                      |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 場 所    | 岸和田市稲葉町2171番外14筆     |
| 1 | 面 積    | 7,896 m <sup>2</sup> |
| 1 | 処分子定価格 | 金26,112,000円         |
| 1 | 契約の相手方 | 岸和田市上白原町101番地の1      |

山本敏勝

## 議案第90号

### 財産処分について

本市は、次のとおり土地を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月8日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

#### 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 場 所    | 岸和田市稲葉町1387番外75筆                           |
| 1 | 面 積    | 28,895 m <sup>2</sup>                      |
| 1 | 処分子定価格 | 金1,355,175,500円                            |
| 1 | 契約の相手方 | 岸和田市大町467番地<br>株式会社 antiqua<br>代表取締役 原 京 子 |

各會計事項別明細書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	22,943,151	55,400	22,998,551
16 府支出金	6,348,651	64,679	6,413,330
17 財産収入	1,440,007	1,355,175	2,795,182
18 寄附金	1,181,086	2,780	1,183,866
19 繰入金	1,787,919	12,993	1,800,912
20 繰越金	156,561	34,627	191,188
21 諸収入	1,233,648	415,161	1,648,809
歳入合計	83,182,986	1,940,815	85,123,801

## (歳出)

款	補正前の額	補正額	計
02 総務費	7,569,848	1,770,386	9,340,234
03 民生費	41,962,848	27,960	41,990,808
04 衛生費	8,914,936	4,505	8,919,441
06 農林水産業費	818,242	35,961	854,203
10 教育費	7,059,891	95,805	7,155,696
13 諸支出金	199,934	6,198	206,132
歳出合計	83,182,986	1,940,815	85,123,801

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	50	1,770,336
21,960	4,500	0	0	1,500
1,921	0	0	721	1,863
0	35,539	0	0	422
31,519	24,640	0	15,002	24,644
0	0	0	0	6,198
55,400	64,679	0	15,773	1,804,963

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 01 国庫負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	22,943,151	55,400	22,998,551
01 国庫負担金	16,759,341	28,819	16,788,160
03 教育費国庫負担金	253,934	28,819	282,753
02 国庫補助金	6,136,915	26,581	6,163,496
02 民生費国庫補助金	2,951,811	21,960	2,973,771
03 衛生費国庫補助金	1,362,475	1,921	1,364,396
06 教育費国庫補助金	193,011	2,700	195,711

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 幼稚園費負担金	28,819	教育・保育施設等施設型給付事業費負担金	28,819 (子育て施設課)
01 社会福祉費補助金	15,460	高齢者福祉施設防災対策事業費補助金	15,460 (介護保険課)
02 児童福祉費補助金	6,500	放課後児童健全育成事業費補助金	1,500 (子育て支援課)
		児童手当支給事業費補助金	5,000 (子ども家庭課)
01 保健衛生費補助金	1,921	健康増進事業費補助金	1,921 (健康推進課)
02 小学校費補助金	1,825	小学校管理事業費補助金	1,825 (学校管理課)
03 中学校費補助金	875	中学校管理事業費補助金	875 (学校管理課)

## (款) 16 府支出金 (項) 01 府負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 府支出金	6,348,651	64,679	6,413,330
01 府負担金	4,552,736	14,409	4,567,145
03 教育費府負担金	126,967	14,409	141,376
02 府補助金	1,412,285	50,270	1,462,555
02 民生費府補助金	831,150	4,500	835,650
05 農林水産業費府補助金	166,600	35,539	202,139
08 教育費府補助金	249,910	10,231	260,141

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 幼稚園費負担金	14,409	教育・保育施設等施設型給付事業費負担金 14,409 (子育て施設課)
01 社会福祉費補助金	3,000	介護基盤整備等支援事業費補助金 3,000 (介護保険課)
02 児童福祉費補助金	1,500	放課後児童健全育成事業費補助金 1,500 (子育て支援課)
02 林業費補助金	35,539	林道管理事業費補助金 35,539 (農林水産課)
03 幼稚園費補助金	10,231	教育・保育施設施設型給付事業費補助金 10,231 (子育て施設課)

(款) 17 財産収入 (項) 02 財産売払収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
17 財産収入	1,440,007	1,355,175	2,795,182
02 財産売払収入	1,236,275	1,355,175	2,591,450
01 不動産売払収入	1,235,475	1,355,175	2,590,650

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 土地売払収入	1,355,175	土地売払収入	1,355,175 (丘陵地区整備課)

(款) 18 寄附金 (項) 01 寄附金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
18 寄附金	1,181,086	2,780	1,183,866
01 寄附金	1,181,086	2,780	1,183,866
03 指定寄附金	986	2,780	3,766

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 指定寄附金	2,780	総務管理費々途指定寄附金 保健衛生費々途指定寄附金 教育総務費々途指定寄附金 社会教育費々途指定寄附金	50 (人権・男女共同参画課) 721 (健康推進課) 1,000 (教育総務部総務課) 1,009 (図書館)

(款) 19 繰入金 (項) 01 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	1,787,919	12,993	1,800,912
01 基金繰入金	1,680,245	12,993	1,693,238
02 岸和田市ふるさと応援基金繰入金	868,548	12,993	881,541

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 岸和田市ふるさと応援基金繰入金	12,993	岸和田市ふるさと応援基金繰入金	12,993 (企画課)

(款) 20 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金	156,561	34,627	191,188
01 繰越金	156,561	34,627	191,188
01 繰越金	156,561	34,627	191,188

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 繰越金	34,627	前年度繰越金	34,627 (財政課)

(款) 21 諸収入 (項) 03 収益事業収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
21 諸収入	1,233,648	415,161	1,648,809
03 収益事業収入	347,000	415,161	762,161
01 競輪事業収入	247,000	220,000	467,000
02 競艇事業収入	100,000	195,161	295,161

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 競輪事業収入	220,000	競輪事業収入	220,000 (財政課)
01 競艇事業収入	195,161	競艇事業収入	195,161 (財政課)

### 3 歳 出

(款) 02 総務費 (項) 01 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務費	7,569,848	1,770,386	9,340,234	0	0	50	1,770,336
01 総務管理費	6,226,591	1,770,386	7,996,977	0	0	50	1,770,336
16 男女共同参画 センター費	30,114	50	30,164	0	0	50	0
21 財政調整基金 費	204	1,770,336	1,770,540	0	0	0	1,770,336

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
17 備品購入費	50	009200 男女共同参画センター 運営事業 (人権・男女共同参画課)	50	17 備品購入費 図書購入費	50 50
24 積立金	1,770,336	010600 財政調整基金積立事業 (財政課)	1,770,336	24 積立金 積立金	1,770,336 1,770,336

(款) 03 民生費 (項) 01 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	41,962,848	27,960	41,990,808	26,460	0	0	1,500
01 社会福祉費	13,234,196	18,460	13,252,656	18,460	0	0	0
01 社会福祉総務費	727,003	15,460	742,463	15,460	0	0	0
06 介護保険費	2,871,670	3,000	2,874,670	3,000	0	0	0
02 児童福祉費	15,280,748	9,500	15,290,248	8,000	0	0	1,500
02 子ども・子育て支援費	10,723,394	9,500	10,732,894	8,000	0	0	1,500

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助 及び交付金	15,460	104100 高齢者福祉施設防災対 策事業 (介護保険課)	15,460	18 負担金、補助及び交付金 補助金	15,460 15,460
18 負担金、補助 及び交付金	3,000	118700 介護施設等整備支援事 業 (介護保険課)	3,000	18 負担金、補助及び交付金 補助金	3,000 3,000
10 需用費	835	024800 放課後児童健全育成事 業 (子育て支援課)	4,500	10 需用費	835
11 役務費	15			消耗品費	145
12 委託料	5,000			修繕料	630
14 工事請負費	2,000			医薬材料費	60
17 備品購入費	1,650			11 役務費	15
				手数料	15
				14 工事請負費	2,000
				工事費	2,000
				17 備品購入費	1,650
				庁用器具費	1,650
		021800 児童手当支給事業 (子ども家庭課)	5,000	12 委託料	5,000
				システム管理・開発委託料	5,000

(款) 04 衛生費 (項) 01 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	8,914,936	4,505	8,919,441	1,921	0	721	1,863
01 保健衛生費	3,815,784	4,505	3,820,289	1,921	0	721	1,863
01 保健衛生総務費	632,329	721	633,050	0	0	721	0
03 成人病予防費	185,315	3,784	189,099	1,921	0	0	1,863

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
17 備品購入費	721	026900 保健センター管理事業 (健康推進課)	721	17 備品購入費 庁用器具費	721 721
12 委託料	3,784	028100 健康増進事業 (健康推進課)	3,784	12 委託料 システム管理・開発委託料	3,784 3,784

(款) 06 農林水産業費 (項) 02 林業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
06 農林水産業費	818,242	35,961	854,203	35,539	0	0	422
02 林業費	125,591	35,961	161,552	35,539	0	0	422
01 林業管理費	125,591	35,961	161,552	35,539	0	0	422

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
14 工事請負費	35,961	034200 林道管理事業 (農林水産課)	35,961	14 工事請負費 工事費	35,961 35,961

(款) 10 教育費 (項) 01 教育総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	7,059,891	95,805	7,155,696	56,159	0	15,002	24,644
01 教育総務費	861,394	1,000	862,394	0	0	1,000	0
02 事務局費	430,792	1,000	431,792	0	0	1,000	0
02 小学校費	1,045,769	3,650	1,049,419	1,825	0	1,825	0
01 学校管理費	657,039	3,650	660,689	1,825	0	1,825	0
03 中学校費	594,704	1,750	596,454	875	0	875	0
01 学校管理費	280,210	1,750	281,960	875	0	875	0
05 幼稚園費	1,808,747	78,103	1,886,850	53,459	0	0	24,644
01 幼稚園費	1,808,747	78,103	1,886,850	53,459	0	0	24,644
06 社会教育費	700,269	1,009	701,278	0	0	1,009	0
07 図書館費	246,166	1,009	247,175	0	0	1,009	0
07 保健体育費	1,286,417	10,293	1,296,710	0	0	10,293	0
08 学校給食費	533,890	10,293	544,183	0	0	10,293	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助 及び交付金	1,000	078200 岸和田市奨学会支援事 業 (教育総務部総務課)	1,000	18 負担金、補助及び交付金 補助金	1,000 1,000
10 需用費	2,187	052800 小学校管理事業 (学校管理課)	3,650	10 需用費 消耗品費	2,187 2,187
13 使用料及び賃 借料	75			13 使用料及び賃借料 車両借上料	75 75
17 備品購入費	1,388			17 備品購入費 庁用器具費 教材器具費	1,388 1,380 8
10 需用費	380	054600 中学校管理事業 (学校管理課)	1,750	10 需用費 消耗品費	380 380
13 使用料及び賃 借料	100			13 使用料及び賃借料 車両借上料	100 100
17 備品購入費	1,270			17 備品購入費 庁用器具費 教材器具費	1,270 1,070 200
19 扶助費	78,103	093000 教育・保育施設等施設 型給付事業 (子育て施設課)	78,103	19 扶助費 扶助費	78,103 78,103
17 備品購入費	1,009	062600 図書館運営事業 (図書館)	1,009	17 備品購入費 図書購入費	1,009 1,009
18 負担金、補助 及び交付金	10,293	097400 学校給食運営事業 (学校給食課)	10,293	18 負担金、補助及び交付金 負担金	10,293 10,293

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
13 諸支出金	199,934	6,198	206,132	0	0	0	6,198
02 還付金	168,987	6,198	175,185	0	0	0	6,198
02 国庫支出金還付金	147,948	5,738	153,686	0	0	0	5,738
03 府支出金還付金	7,017	460	7,477	0	0	0	460

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
22 償還金、利子 及び割引料	5,738	122300 予防接種事業費国庫補 助金償還事業 (健康推進課)	5,738	22 償還金、利子及び割引料 償還金	5,738 5,738
22 償還金、利子 及び割引料	460	069500 母子福祉費府負担金償 還事業 (子育て支援課)	460	22 償還金、利子及び割引料 償還金	460 460

自転車競技事業特別会計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
01 競輪事業収入	21,153,955	3,903,228	25,057,183
歳入合計	24,221,874	3,903,228	28,125,102

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
01 自転車競技費	23,779,276	3,589,150	27,368,426
02 積立金	108,621	94,078	202,699
03 繰出金	247,000	220,000	467,000
歳出合計	24,221,874	3,903,228	28,125,102

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	3,589,150
0	0	0	0	94,078
0	0	0	0	220,000
0	0	0	0	3,903,228

2 歳 入

(款) 01 競輪事業収入 (項) 01 事業収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
01 競輪事業収入	21,153,955	3,903,228	25,057,183
01 事業収入	21,153,955	3,903,228	25,057,183
01 通常開催競輪事業収入	21,153,955	3,903,228	25,057,183

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 勝者投票券売上収入	3,903,228	勝者投票券売上収入	3,903,228 (公営競技事業所)

### 3 歳 出

(款) 01 自転車競技費 (項) 02 開催費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
01 自転車競技費	23,779,276	3,589,150	27,368,426	0	0	0	3,589,150
02 開催費	23,652,119	3,589,150	27,241,269	0	0	0	3,589,150
01 通常開催競輪 費	23,199,070	3,589,150	26,788,220	0	0	0	3,589,150

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内 訳	
12 委託料	488,163	620400		12 委託料	488,163
13 使用料及び賃借料	14,624	開催事業 (公営競技事業所)	502,787	事業実施運営委託料 その他の委託料	107,709 380,454
18 負担金、補助及び交付金	83,075	620500		13 使用料及び賃借料 会場等借上料	14,624 14,624
22 償還金、利子及び割引料	3,003,288	投票払戻事業 (公営競技事業所)	3,003,288	22 償還金、利子及び割引料 償還金	3,003,288 3,003,288
		J K A 交付事業 (公営競技事業所)	83,075	18 負担金、補助及び交付金 交付金	83,075 83,075

(款) 02 積立金 (項) 01 積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 積立金	108,621	94,078	202,699	0	0	0	94,078
01 積立金	108,621	94,078	202,699	0	0	0	94,078
01 積立金	108,621	94,078	202,699	0	0	0	94,078

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内 訳	
24 積立金	94,078	621400		24 積立金	10,000
		岸和田市競輪事業基金 積立事業 (公営競技事業所)	10,000	積立金	10,000
		621500		24 積立金	74,078
		岸和田競輪場施設改善 基金積立事業 (公営競技事業所)	74,078	積立金	74,078
		621600		24 積立金	10,000
		岸和田競輪場環境改善 基金積立事業 (公営競技事業所)	10,000	積立金	10,000

(款) 03 繰出金 (項) 01 繰出金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 繰出金	247,000	220,000	467,000	0	0	0	220,000
01 繰出金	247,000	220,000	467,000	0	0	0	220,000
01 繰出金	247,000	220,000	467,000	0	0	0	220,000

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内 訳	
27 繰出金	220,000	621700		27 繰出金	220,000
		一般会計繰出事業	220,000	繰出金	220,000
		(公営競技事業所)			

- 1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加分)

(一般会計)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源				内 訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	特 定 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
岸和田市立浪切ホール及び岸和田市営旧港地区立体駐車場指定管理料 (浪切ホール及び旧港地区立体駐車場指定管理事業)	千円 1,463,391		千円	令和3年度	0						千円 0
				令和4年度	241,015						241,015
				令和5年度	242,145						242,145
				令和6年度	243,293						243,293
				令和7年度	244,458						244,458
				令和8年度	245,640						245,640
				令和9年度	246,840						246,840
				令和3年度	0						0
				令和4年度	4,230						4,230
岸和田市営駐車場指定管理料 (市営駐車場指定管理事業)	21,150			令和5年度	4,230					4,230	
				令和6年度	4,230					4,230	
				令和7年度	4,230					4,230	
				令和8年度	4,230					4,230	
				令和3年度	0						0
				令和4年度	21,870						21,870
				令和5年度	21,870						21,870
				令和6年度	21,870						21,870
岸和田城指定管理料 (岸和田城指定管理事業)	109,350			令和7年度	21,870					21,870	
				令和8年度	21,870					21,870	
				令和3年度	0					0	
				令和4年度	21,870					21,870	

事 項	限 度 額 千円	前 年 度 末 ま ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額 千円		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額 千円		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一 般 財 源			
						国庫支出金 千円	府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	
岸和田だんじり会館指定管理料 (だんじり会館指定管理事業)	千円 282,150			令和3年度	0						0
				令和4年度	56,430						56,430
				令和5年度	56,430						56,430
				令和6年度	56,430						56,430
				令和7年度	56,430						56,430
				令和8年度	56,430						56,430
				令和3年度	0						0
				令和4年度	14,450						14,450
岸和田市の丸広場観光交流センター指定管理料 (二の丸広場観光交流センター指定管理事業)	72,250			令和5年度	14,450					14,450	
				令和6年度	14,450					14,450	
				令和7年度	14,450					14,450	
				令和8年度	14,450					14,450	
				令和3年度	0					0	
				令和4年度	875					875	
				令和5年度	1,500					1,500	
				令和6年度	1,500					1,500	
学校教育施設情報システム貸借 (教育センター管理事業)	7,500			令和7年度	1,500					1,500	
				令和8年度	1,500					1,500	
				令和9年度	625					625	
				令和3年度	0					0	
				令和4年度	875					875	

事 項	限 度 額 千円	前 年 度 末 ま ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳						
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 支 出 金 千円	財 方 債			一 般 財 源 千円	
								地 方 債	そ の 他	そ の 他		
学校教育施設情報システム貸借 (小学校パソコン整備事業)	千円 525,000			令和3年度	0							0
				令和4年度	61,250							61,250
				令和5年度	105,000							105,000
				令和6年度	105,000							105,000
				令和7年度	105,000							105,000
				令和8年度	105,000							105,000
				令和9年度	43,750							43,750
			261,000	令和3年度	0							0
				令和4年度	30,450							30,450
学校教育施設情報システム貸借 (中学校パソコン整備事業)				令和5年度	52,200						52,200	
				令和6年度	52,200						52,200	
				令和7年度	52,200						52,200	
				令和8年度	52,200						52,200	
				令和9年度	21,750							21,750

(追加分)

事 項	限 度 額 千円	前 年 度 末 ま ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳						
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 支 出 金 千円	財 方 債			一 般 財 源 千円	
								地 方 債	そ の 他	そ の 他		
第73回高松宮記念杯競輪及び大阪・関 西万博協賛競輪広告宣伝業務委託 (開催事業)	千円 85,000			令和3年度	0							0
				令和4年度	85,000							85,000

(自転車競技事業特別会計)